

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

1. 算定方法

建物用途	申請範囲	算定方法
一戸建住宅	棟認定	表 1
共同住宅等	住戸認定	表 1
	棟認定	表 1
非住宅建築物	棟認定	表 2
複合建築物	住戸認定	表 1
	棟認定 (※)	表 1 + 表 2

(※)・住戸+棟認定の申請の場合も同額とする。

- ・主として居住の用に供する共用部分（ただし、評価対象外の部分は除くことができる）の床面積は、住宅部分（表 1）に加える。
- ・複数建築物の場合は、一の建築物毎に単体の建築物の認定と同様の考え方で手数料を算出し合算した額とする。

2. 手数料一覧表

○表 1 住宅部分		当初申請	変更申請
■一戸建住宅	1 件につき	5,800 円	2,900 円
■共同住宅等（共同住宅、長屋、一戸建住宅以外の住宅）			
当該床面積の合計が 300 m ² 未満	1 件につき	10,000 円	5,000 円
当該床面積の合計が 300～2,000 m ² 未満	1 件につき	22,400 円	11,200 円
当該床面積の合計が 2,000～5,000 m ² 未満	1 件につき	44,600 円	22,300 円
当該床面積の合計が 5,000 m ² 以上	1 件につき	76,400 円	38,200 円

○表 2 非住宅部分		当初申請	変更申請
当該床面積の合計が 300 m ² 未満	1 件につき	10,000 円	5,000 円
当該床面積の合計が 300～1,000 m ² 未満	1 件につき	19,000 円	9,500 円
当該床面積の合計が 1,000～2,000 m ² 未満	1 件につき	28,400 円	14,200 円
当該床面積の合計が 2,000～5,000 m ² 未満	1 件につき	76,400 円	38,200 円
当該床面積の合計が 5,000～10,000 m ² 未満	1 件につき	118,400 円	59,200 円
当該床面積の合計が 10,000～25,000 m ² 未満	1 件につき	148,400 円	74,200 円
当該床面積の合計が 25,000 m ² 以上	1 件につき	184,400 円	92,200 円

3. 法第 30 条第 2 項による「確認申請の申出」があった場合

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料に、通常の確認申請手数料を加えた額とする。